

境港市障がい児者プラン

～安心して地域で暮らせる
共生社会の実現をめざして～

【最終案】

平成30年3月改定

境 港 市

《目 次》

第1章	境港市障がい児者プラン（平成30年3月改定）について	
1	プランの趣旨	1
2	プランの位置づけ	2
3	プランの計画期間	6
4	プランの策定（改定）体制	6
第2章	障がいのある方の現状	
1	人口の推移	7
2	身体障がい	9
3	知的障がい	12
4	精神障がい	13
5	難病	16
6	障害支援区分	17
第3章	境港市の基本的な考え方と施策の基本的方向	
1	プランの基本理念	18
2	プランの基本目標	18
3	分野別施策の基本的方向	19
第4章	障害福祉計画・障害児福祉計画の推進	
1	平成32年度の目標値	29
2	施策の方向性	34
3	障害福祉サービスの見込量	35
4	地域生活支援事業の見込量	40
5	障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量確保 のための方策	45
6	障がいのある児童に係るサービスの見込量と見込量確保 のための方策	46
7	PDCAサイクル	49
参考資料		50

第1章 境港市障がい児者プラン（平成30年3月改定）について

1 プランの趣旨

国においては、平成23年8月に「障害者基本法」が改正されるとともに、平成25年4月には、「障害者自立支援法」の改正による「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行によって、難病の方を障害福祉サービスの対象とし、対象者の範囲が拡大されるなど、障がい者施策の充実に向けた取り組みが進められています。

また、同年同月、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行、同年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立をもって国内法の整備が進んだことを受け、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を締結しました。

このような国の情勢を踏まえ、境港市においても、平成27年3月に「境港市障がい児者プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、障がい者施策を推進しているところです。

その後、プランの策定から3年が経過し、その間、障がいのある方を取り巻く社会環境もめまぐるしく変化しています。

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、同年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律」、平成29年9月には「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（あいサポート条例）」が施行されています。また、計画期間が平成30年4月から平成35年3月までの「障害者基本計画（第4次）」が障害者の権利に関する条約の締結後に初めて策定されています。

プランにおいては「境港市障害福祉計画」が第5期計画を策定する時期を迎え、また平成30年4月からの児童福祉法の改正により新たに「境港市障害児福祉計画」を策定することにより、このたびプランを、「境港市障害者計画」「境港市第5期障害福祉計画・境港市第1期障害児福祉計画」で構成される「境港市障がい児者プラン」に改定し、障がいのある方が安心して地域で暮らせる共生社会の実現を目指す取り組みを更に進めていきます。

2 プランの位置づけ

このプランは、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」であり、国の「障害者基本計画」、「基本指針」および鳥取県の考え方を踏まえて策定します。

また、本市における上位計画にあたる「境港市まちづくり総合プラン」や「境港市地域福祉計画」との整合性を図ります。

■障害者基本法（抄）

第11条

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

【平成30年4月1日施行】

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

（2）各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

（3）地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

（1）前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

（2）前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の

規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第6項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第88条の2 市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

■児童福祉法（抄）

【平成30年4月1日施行】

- 第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
 - 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げ

る事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (2) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害児福祉計画は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第6条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 プランの計画期間

このプランの計画期間は、平成27年度から平成35年度までの9年間です。プランの中で、障害福祉計画及び障害児福祉計画に該当する部分については、3年に1度見直すことになります。

また、毎年度、プランを分析・評価し、必要に応じて見直しを行います。

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
障害者計画 (障害者基本法)	→								
障害福祉計画 (総合支援法)	第4期計画		第5期計画			第6期計画			
障害児福祉計画 (児童福祉法)				第1期計画			第2期計画		

4 プランの策定（改定）体制

このプランの策定（改定）にあたっては、障がい者福祉団体の役員、障害福祉サービス事業者、学識経験者、公募によって選ばれた市民で構成される委員会を設置し、関係者や市民からの意見の総意を反映して策定（改定）します。

第2章 障がいのある方の現状

1 市の人口の推移

■人口推移

平成7年から平成27年までの総人口の推移をみると、20年間で3,191人減少しています。

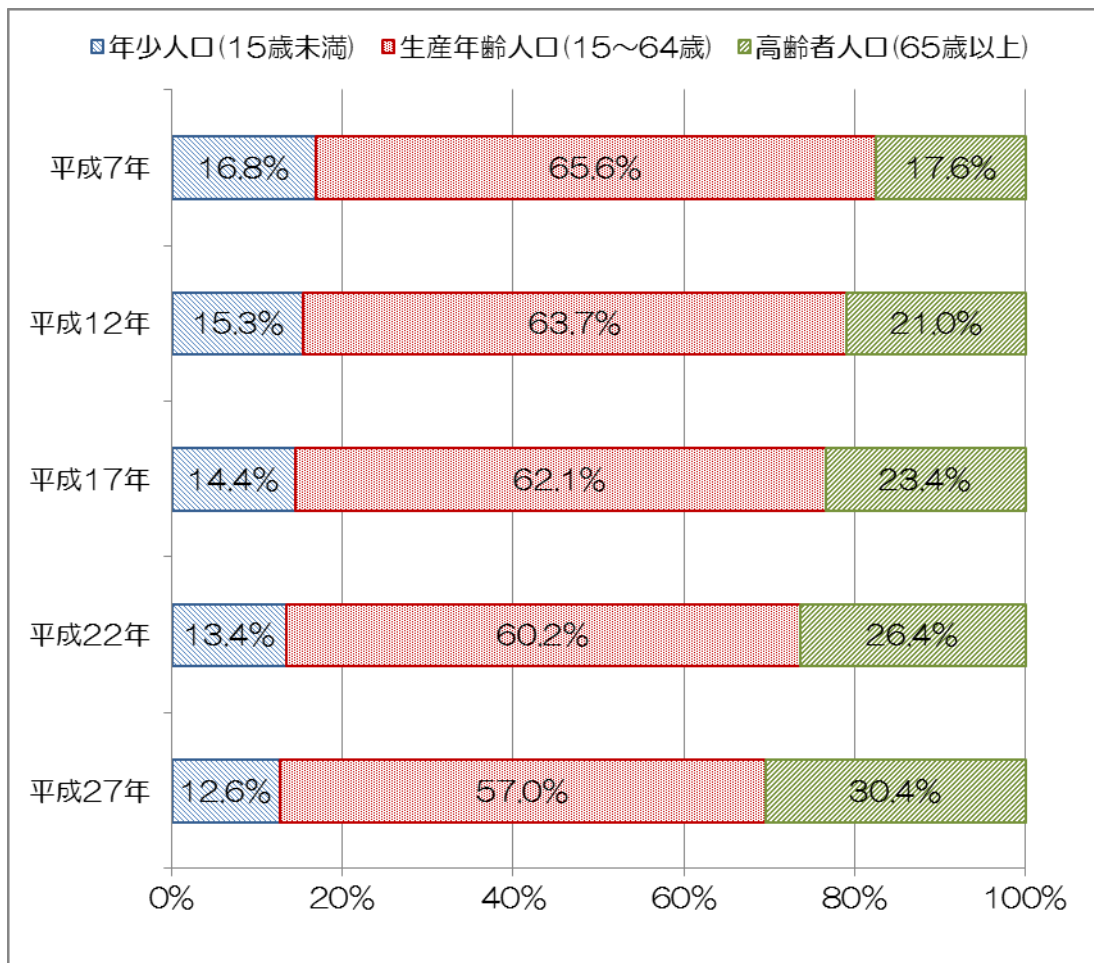
これに対して世帯数は20年間で1,099世帯増えています。単身世帯や核家族世帯が増えているといえます。

	人 口 (人)	世帯数 (世帯)
平成 7年	37,365	11,995
平成12年	36,843	12,505
平成17年	36,459	12,798
平成22年	35,259	12,870
平成27年	34,174	13,094

資料：国勢調査（平成7年～27年：各年10月1日現在）

■人口推移（構成比）

過去20年間の人口構成をみると、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方、高齢者人口は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。



資料：国勢調査（平成7年～27年：各年10月1日現在）

※端数の四捨五入で数値の合計が100%にならない場合もあります。

2 身体障がい

■身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳の所持者数は若干減少傾向にあり、平成24年度から平成28年度の5年間で69人減少しています。

1～2級の重い障がいを有する方が、約半数を占めています。

単位：人

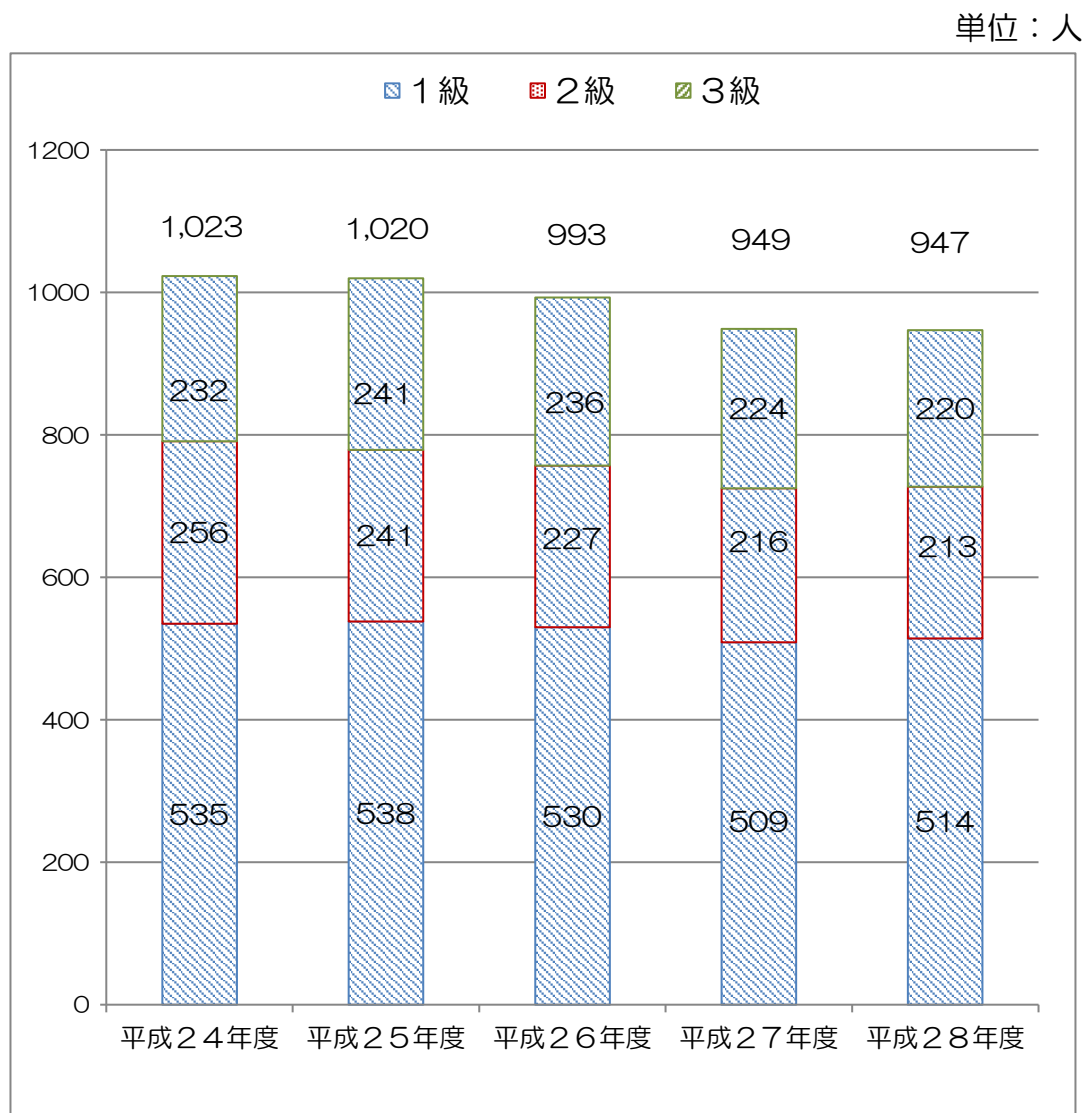
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成 24年度	18歳 未満	18	7	6			1	32
	18歳 以上	517	249	226	334	68	71	1,465
平成 25年度	18歳 未満	16	7	5			1	29
	18歳 以上	522	234	236	356	74	76	1,498
平成 26年度	18歳 未満	16	7	4	1		1	29
	18歳 以上	514	220	232	353	76	74	1,469
平成 27年度	18歳 未満	14	7	3			1	25
	18歳 以上	495	209	221	352	72	73	1,422
平成 28年度	18歳 未満	13	7	4			1	25
	18歳 以上	501	206	216	338	68	74	1,403

資料：境港市福祉システムデータ（各年度3月31日現在）

■ 1級から3級の手帳所持者の推移

平成24年度から平成28年度の5年間の1級から3級の手帳所持者の推移をみると、1級は2級、3級の2倍以上の人数になっています。

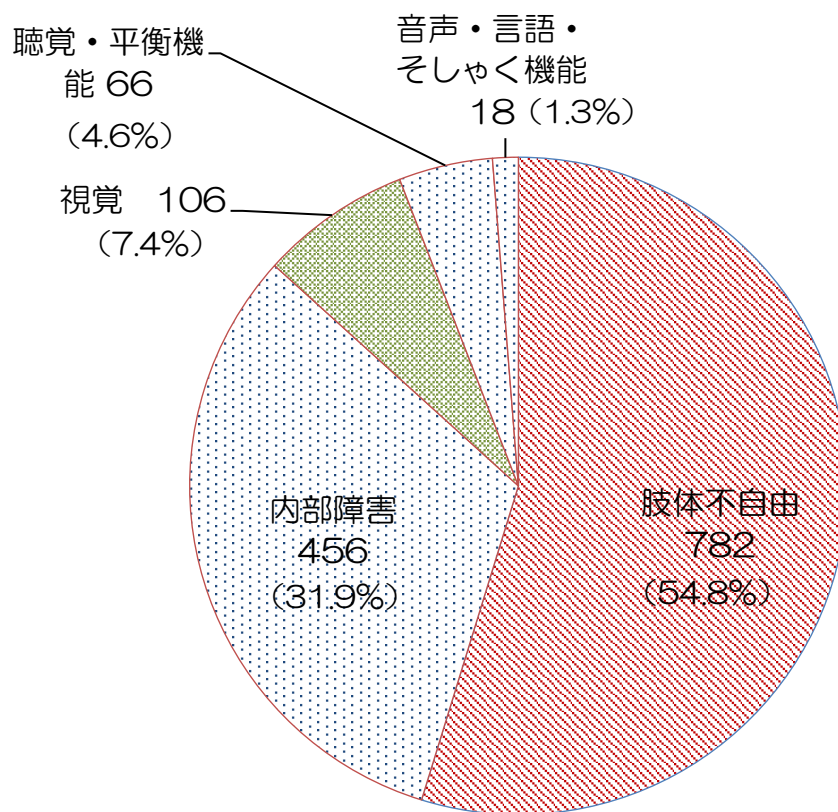
平成28年度末現在、境港市の総人口の約2.9%の方が1級から3級の手帳を所持しています。



資料：境港市福祉システムデータ（各年度3月31日現在）

■身体障がい部位別人数

平成28年度末現在の身体障害者手帳所持者数は1,428人です。障がいの部位別に比較すると、「肢体不自由」が782人と最も多く54.8%を占めます。次いで、「内部障害」が456人です。



単位：人 資料：境港市福祉システムデータ（平成29年3月31日現在）

3 知的障がい

■療育手帳所持者の推移

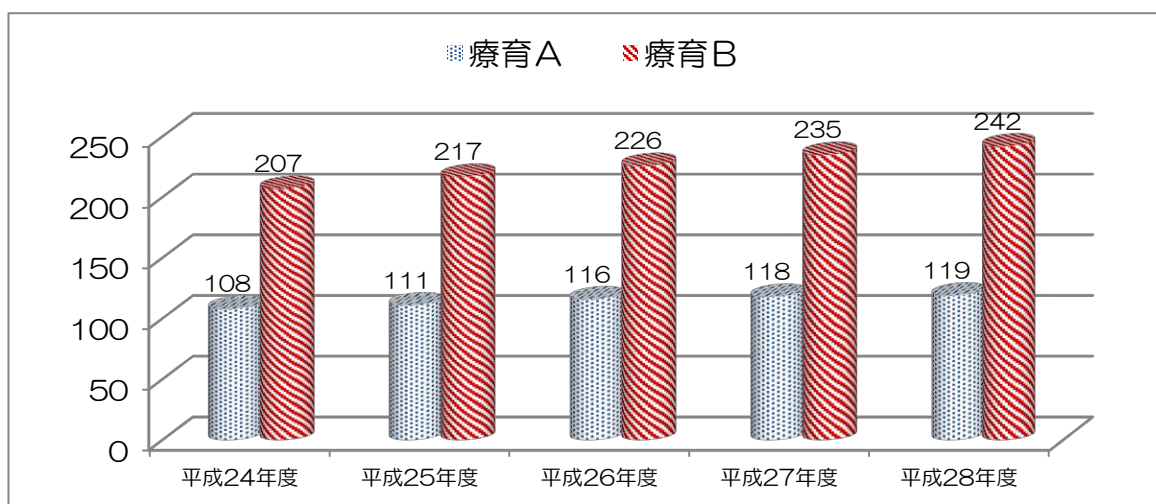
療育手帳所持者は、増加傾向にあり、平成24年度から平成28年度の5年間で46人増加しています。

平成28年度末現在、境港市の総人口の約1%の方が手帳を所持しています。

単位：人

		A（重度）	B（中軽度）	計
平成 24年度	18歳未満	13	40	53
	18歳以上	95	167	262
平成 25年度	18歳未満	13	43	56
	18歳以上	98	174	272
平成 26年度	18歳未満	13	38	51
	18歳以上	103	188	291
平成 27年度	18歳未満	12	37	49
	18歳以上	106	198	304
平成 28年度	18歳未満	12	36	48
	18歳以上	107	206	313

単位：人



資料：境港市福祉システムデータ（各年度3月31日現在）

4 精神障がい

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、増加傾向にあり、平成24年度から平成28年度の5年間で46人増加しています。

平成28年度末現在、境港市の総人口の約0.9%の方が手帳を所持しており、そのうちの約79%以上の方が2級です。

単位：人

	1級	2級	3級	計
平成24年度	37	192	18	247
平成25年度	39	203	18	260
平成26年度	38	213	23	274
平成27年度	34	232	28	294
平成28年度	34	232	27	293

資料：健康推進課（各年度3月31日現在）

■自立支援医療（精神通院）受給者の推移

自立支援医療（精神通院）受給者数は、精神障害者保健福祉手帳所持者と同じく増加傾向にあり、平成24年度から平成28年度の5年間では58人の増加となっています。

平成28年度末現在、境港市では、総人口の約2.1%の方が通院している状況にあります。

単位：人

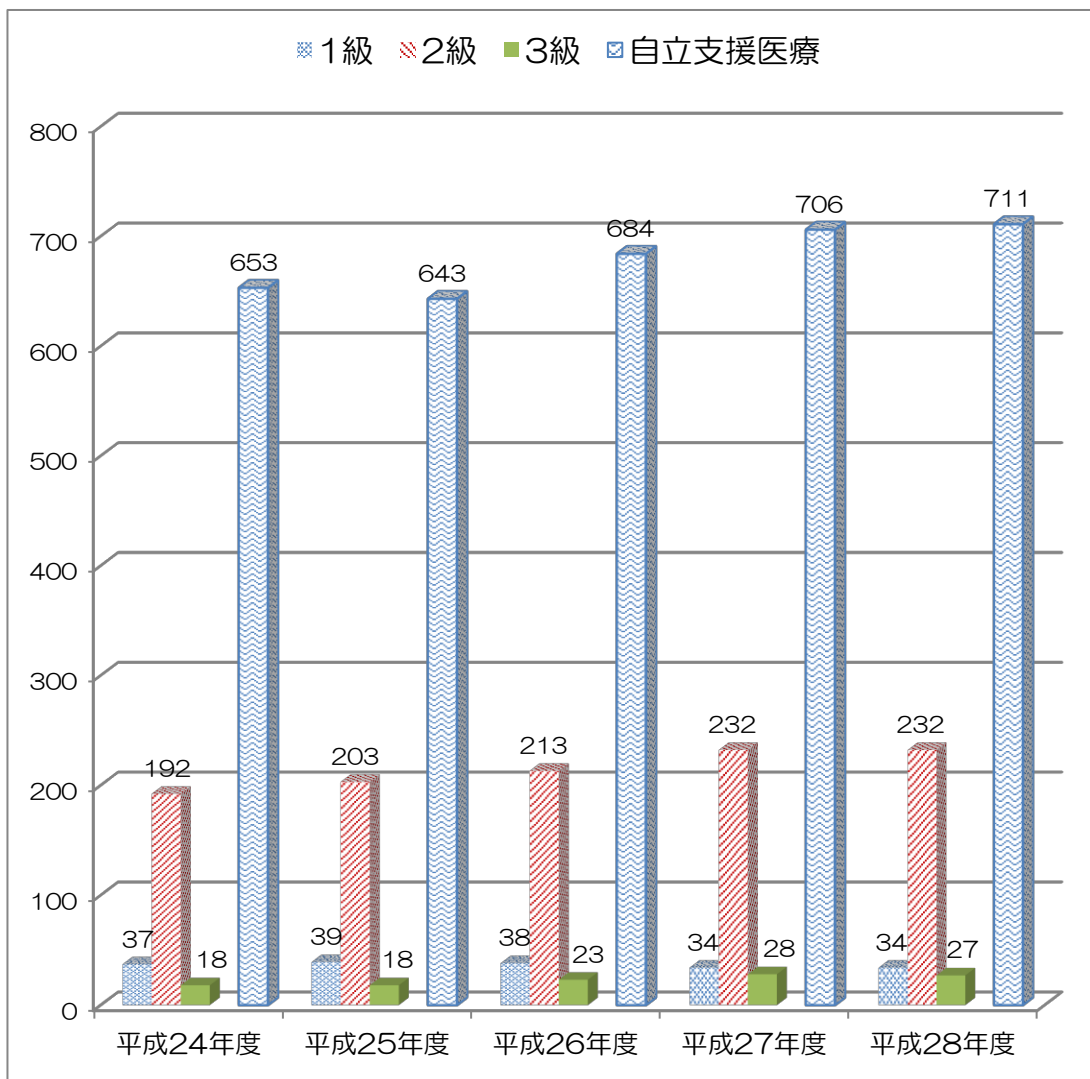
	自立支援医療（精神）
平成24年度	653
平成25年度	643
平成26年度	684
平成27年度	706
平成28年度	711

資料：健康推進課（各年度3月31日現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療（精神通院）受給者の推移

平成24年度から平成28年度の5年間で精神障害者保健福祉手帳1級の所持者は減少していますが、2級および3級と自立支援医療受給者は増加傾向にあります。

単位：人



資料：健康推進課（各年度3月31日現在）

■退院可能入院者数

精神障がい1年以上入院者のうち、何らかの支援を受ければ退院が可能と判断されている対象者は、平成29年6月末現在で市内に14人おられます。

単位：人

区分	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年 以上	20年 以上	合計
20歳未満	0	0	0	0	0	0	0
20歳以上 40歳未満	1	0	0	0	0	0	1
40歳以上 65歳未満	1	0	0	1	1	1	4
65歳以上 75歳未満	0	0	0	3	1	2	6
75歳以上	0	0	1	0	1	1	3
計	2	0	1	4	3	4	14

資料：鳥取県西部総合事務所福祉保健局（平成29年6月30日現在）

5 難病

■指定難病受給者数

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等のサービス利用の対象となりました。平成29年4月現在の対象疾患数は300疾患です。

市内では、平成29年3月末現在で330人の方が認定を受けています。

単位：人

指定難病疾患名	人数 (主疾患)
潰瘍性大腸炎	51
パーキンソン病	49
特発性拡張型心筋症	20
サルコイドーシス	14
後縦靭帯骨化症	14
全身性エリテマトーデス	14
全身性強皮症	14
網膜色素変性症	13
多発性硬化症／視神経脊髄炎	12
皮膚筋炎／多発性筋炎	11
その他45疾患	118
計	330

資料：鳥取県西部総合事務所福祉保健局（平成29年3月31日現在）

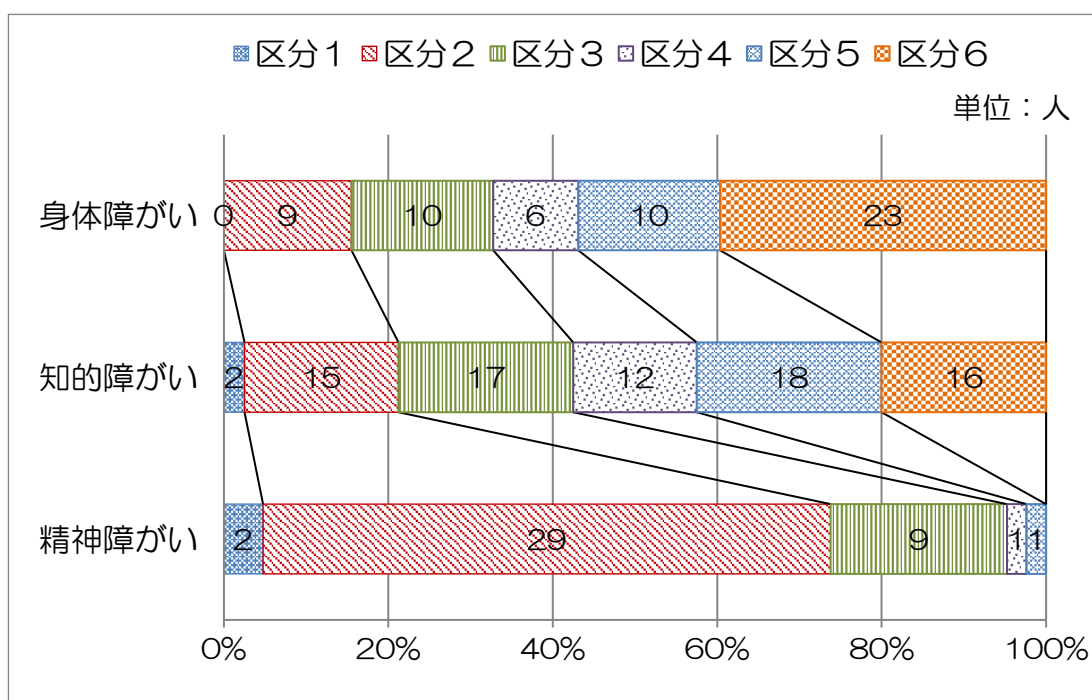
6 障害支援区分

■障害支援区分認定者数（障がい別）

平成29年3月末現在の障害福祉サービス支給決定者数は363人で、その内、障害支援区分認定者数は180人となっています。

単位：人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障がい	0	9	10	6	10	23	58
知的障がい	2	15	17	12	18	16	80
精神障がい	2	29	9	1	1	0	42
計	4	53	36	19	29	39	180



資料：境港市福祉システムデータ（平成29年3月31日現在）

第3章 境港市の基本的な考え方と施策の基本的方向

1 プランの基本理念

「 安心して地域で暮らせる共生社会の実現 」

このプランの根拠法である障害者基本法では、第1条に「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」と規定されています。

プランにおいても、この法の目的に沿って、障がい者施策の基本的な方向を定めます。境港市地域福祉計画でも定めているように、障がいのある方の自立と社会参加を促進し、「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を共有し、障がいの有無に関わらず境港市で共に安心して暮らせる、あたたかい共生社会を目指します。

2 プランの基本目標

「安心して地域で暮らせる共生社会の実現」に向けて、プランの基本目標を定めます。

■境港市で安心して暮らす

- (1) 障害福祉サービス、**障害児通所支援**や相談支援体制を整え、質の向上を目指します。
- (2) 居住サービスや、成年後見制度を充実させ、親亡き後を考えます。
- (3) 防災対策、防犯対策を推進します。
- (4) 保健や医療の体制の充実を図ります。

■境港市で学び、働き、社会参加を促進する

- (1) 福祉的就労収入の底上げを支援し、工賃アップを目指します。
- (2) 障がいのある方の一般就労への移行を進めます。
- (3) 障がいのある方が教育を受けたり、芸術・文化・スポーツ活動を楽しめるよう、環境を整備し、社会参加の機会を増やします。

■境港市で共に暮らす

- (1) 行政が率先してあいサポート運動を更に広げ、すべての市民が正しく障がいを理解するよう普及啓発を進めます。
- (2) 障がいを理由とする差別の解消と合理的配慮の提供、虐待の防止、権利擁護の取り組みを推進します。
- (3) 行政及び事業者は、社会的障壁の軽減に努めます。
- (4) コミュニケーション支援の充実に努めます。

3 分野別施策の基本的方向

(1) 生活支援

障がいのある方が境港市で安心して暮らすために、市内で相談できる環境をより充実させていくことが必要です。

また、平成24年4月から計画相談支援がスタートして、平成27年4月からは、障害福祉サービスを利用するすべての対象者にサービス等利用計画の提出が求められることとなりました。このため、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所を市内を増やすことが必要です。

また、施設入所者や精神科病院の長期入院者等の地域移行や親亡き後も安心して暮らせるよう、住環境整備や訪問型在宅サービス等を充実させていくことが必要です。

■相談支援体制の充実

- 市内の相談支援センターと行政、施設、障害福祉サービス事業所の連携を密にし、「境港市障がい福祉サービス事業所連絡会」等、協議の場の充実に努めます。

- 障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、情報提供や障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行う「一般相談」については、身近な場所で相談できるよう体制を整え、利用の周知促進を図ります。
- 障がいのある方が障害福祉サービス利用時に必要となるサービス等利用計画の作成の円滑化、スピーディーにサービス利用が可能となる体制を整えるため、指定特定相談支援事業所の設置を図ります。
また、困難ケースの対応等、指定特定相談支援事業所が市内の支援センターや西部圏域内の他の事業所等と協議しやすい体制にするため、鳥取県西部障害者自立支援協議会等の関係機関との連携を充実させます。
- 判断能力が十分でない障がいのある方が、自立した生活を送ることができるよう、西部圏域内の成年後見支援センターとの連携を図り、成年後見制度の活用を推進します。
また、成年後見制度に関わる法人の活動強化や新たな法人の設立を支援します。
- 相談支援専門員の確保や資質向上を図る研修会等の充実を図ります。

■在宅サービス等の充実

- 障がいのある方及びその家族のニーズや実態に応じて、居宅介護や行動援護等の在宅サービスの円滑な利用が可能になるよう、また、日中活動の場の確保に努めます。
- 常時介護が必要な重度の障がいのある方が在宅で安心して生活できるように、日中や夜間の支援について、医療型、福祉型の短期入所やグループホーム等の居住整備など、西部圏域内で関係機関との連携を強化し、在宅サービスの充実を図ります。
- 障がいのある方が自立した生活を送ることができるよう、身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練を充実させます。

■障がいのある児童への支援の充実

- 市内で児童発達支援や放課後等デイサービス等の提供や児童の預かりの場の確保に努めます。

- 障がいのある児童の成長に応じた切れ目のない支援、また、医療、福祉、保育、教育、就労等の関係機関との連携を充実させ、医療的ケア児や重症心身障がい児も含めた障がいのある児童への地域支援体制づくりを進めます。

※医療的ケア児：人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児

- 乳幼児期、学齢期、卒業後のライフステージにあった支援を行い、専門的な支援へのつなぎや教育委員会、特別支援学校、就労移行支援事業所等と連携を深めます。

■サービスの質の向上等

- 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、苦情解決の推進に努めます。
- 障害福祉サービス等の提供にあたり、近隣市町村とのサービス格差の解消を図ります。
- 障害福祉サービス等とその関係者間の連携を深め、県とともにネットワーク構築を強化します。

■福祉用具の普及

- 日常生活用具等の給付にあたり、利用者のニーズを把握するとともに、近隣市町村と支給基準の均衡を図ります。

(2) 保健・医療

障がいのある方が身近な地域で予防検診及び保健や医療サービスを受けることができるよう、体制を充実させることが必要です。

精神障がいのある方の早期退院や地域移行を推進していくためには、市内で暮らせる環境整備を進めなくてはなりません。精神科病院、相談支援事業所、また、障害福祉サービス事業所、行政が連携を深めて、安心した暮らしを提供していくことが必要です。

また、難病の方の相談支援及び障害福祉サービスの更なる充実が必要です。

■保健・医療の充実

- 障がいのある方の予防検診の充実を図ります。

- 在宅生活を送る障がいのある方が安心して暮らせるために、病院や相談支援事業所等の障害福祉サービス事業所と情報交換を深めます。
- 重度障がいのある方の在宅生活を支援するため、重度障がいのある方を受け入れる障害福祉サービス事業所への支援を県とともにを行います。

■精神保健・医療の充実

- 精神疾患・精神障がいの正しい知識の普及を図り、精神疾患の発症予防、早期発見、早期治療の促進、また、偏見・差別や過剰な不安の払拭に努めます。
- 精神障がいのある方の早期退院や地域移行が進むよう、地域移行対象者の現状把握に努めるとともに、保健、医療、福祉関係者による協議の場等を通じて、関係機関との連携を図ります。

■難病に関する施策の推進

- 障害者総合支援法の施行に伴い、難病の方も障害福祉サービスが利用できるようになったことについての周知や広報を充実させ、鳥取県難病相談・支援センター等と連携を図り、本来障害福祉サービス等の利用が必要な方が利用できていないことのないように努めます。

(3) 教育、文化・芸術活動、スポーツ等

障がいのある方の教育環境を整え、身近な場所で文化・芸術活動やスポーツ参加を可能にするため、活動する場所の確保や指導者の確保に努めることが必要です。

また、障がいのある方もない方も共に楽しみ、障がいのある方の個々の能力を発揮でき、社会参加の促進に繋げることが必要です。

■教育

- 特別支援学校、特別支援学級、また、通常の学級に通学する児童や生徒が必要に応じて障害福祉サービス等の支援を受けながら、個々の能力や可能性を伸ばせる環境づくりのため、教育委員会等や相談支援事業所等、関係機関と連携を深めます。

■文化・芸術活動の推進

- 障がいのある方の芸術・文化作品展示のイベントを開催し、障がいのある方の文化・芸術活動への意欲向上と、発表の場を創る等、障がいのある方の社会参加が進むよう努めます。
また、文化・芸術活動を通して、すべての市民が共に楽しめる環境づくりを進めます。
- 障がいのある方が文化・芸術活動に自ら取り組む環境づくりのため、ワークショップ等の機会を創り、支援します。

■スポーツ等の推進

- 障がい者スポーツ指導員等とともに、障がいのある方のスポーツ参加のきっかけづくりや、すべての市民と一緒に楽しめるスポーツ環境づくりを考えます。
また、県との連携を強化し、各種スポーツ大会等の情報提供や、市内の障がいのある方の各種スポーツ大会への参加促進を進めていきます。

(4) 雇用・就業、経済的自立の支援

障がいのある方が、地域で自立した生活を送るために、就労は重要な課題です。

障がいのある方の働く意欲向上と、個人の適正能力を十分に発揮できるよう支援していくことが必要です。

■総合的な就労支援

- 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援サービス、就労継続支援サービスの充実を図ります。
- 福祉施設から一般就労へ移行する際には、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、職場定着に向けた支援に努めます。
- 市内の企業に対して、障がい者雇用について理解の促進を図り、一般就労の受け皿が増えるよう取り組みます。

■就労の底上げ

- 障害者優先調達推進法に基づき、市内の福祉施設から優先的に物品を調達し、市役所内における発注促進への取り組みを強化します。
また、就労継続支援事業所の活用事例等の情報提供を行い、市役所内の優先調達の増加に繋がります。
- 市内の企業に対して、障害福祉サービス事業所と連携して、福祉施設からの物品調達を働きかけます。
- 就労継続支援事業所に通所する利用者の工賃向上、また、働く意欲を高めるため、常設及びイベント等での販売の機会をつくります。

■経済的自立の支援

- 障がいのある方が自立した生活を営むことができるよう、受給資格を有する方が、確実に障害年金や特別障害者手当等を受け取ることができるよう、制度について周知徹底します。
- 障がいのある方が障害年金等の個人財産を適切に管理されるよう、成年後見後見制度等の利用について周知徹底します。

(5) 生活環境

障がいのある方の自立と社会参加を促進するために、障がいのある方が安心して生活できる住宅の確保や障がいのある方に優しいまちづくりを推進することが必要です。

■住宅の確保

- 住まいの場として、市内にグループホームの設置促進を図るため、「境港市障がい福祉サービス事業所連絡会」において方策を検討し、事業者へ情報提供や働きかけを行います。
- **障がいのある方の住宅の確保のため**、西部圏域内のグループホームや市営住宅等の空室状況を把握し、情報提供に努めるとともに、関係機関と連携を図って支援します。

- 障がいのある方の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付や貸与、住宅改修に対する支援を行うとともに、制度の広報に努めます。

■福祉のまちづくりの推進

- 県や、県からの認定を受けた福祉のまちづくり推進サポーターとともに、市内にハートフル駐車場を増やすなど、制度の周知や利用促進に努めます。
- 障がいのある方のニーズを聞き取り、市内の必要箇所には視覚障がい者誘導用ブロック等の設置や段差解消に努めます。
- 交通手段がなく必要な外出も限られる障がいのある方には、地域生活支援事業の移動支援の利用等により外出を促進したり、市のタクシーチケット事業が、必要な方に利用されるよう広報に努めます。
また、障がいのある方の公共交通機関の利用について利便性の向上を図ります。

(6) 情報アクセシビリティ

障がいのある方が情報に十分アクセスができて、地域でコミュニケーションが十分に取れることが重要であり、行政や障害福祉サービス事業所等で十分な情報提供が必要です。

■情報アクセス、コミュニケーション支援の充実

- 市内の視覚障がい、聴覚障がい、音声機能障がいのある方のニーズを把握し、必要な場合は日常生活用具の給付品目を追加する等、支援の充実を図ります。
- 障がいのある方が行政等に関する主要な情報にアクセスできるよう環境整備に努めるとともに、市役所窓口においては、障がいのある方の個々の状況に応じた支援を行うよう徹底します。
- 障がいの特性に応じた意思疎通支援のあり方を具体的に検討し、市内でコミュニケーション支援が充実するよう努めます。

(7) 安全・安心

障がいのある方が境港市で安全に、安心して生活できるように、当事者を含めた災害時の避難体制の構築を図る必要があります。

災害発生時に障がいのある方やその家族等に速やかに必要な情報が伝達されるよう、障がい特性に応じた情報提供が必要です。

また、消費者トラブルに巻き込まれないよう相談場所等について、障がいのある方への周知が必要です。

■防災対策等の推進

- 災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、地域や関係機関と連携を図り、避難行動要支援者名簿や「支え愛マップ」等を活用した、障がいのある方に対する適切な支援や、安否確認を行うことができる体制を整えます。
- 避難行動要支援者については、自力での避難が困難な方に支援が行き届かないことのないよう把握に努めます。
- 原子力災害の発生に備え、市内の障害福祉サービス事業所等と連携を図って、避難体制整備や避難時の支援体制整備を構築します。
- 災害発生時において、障がいのある方やその家族に速やかに必要な情報が伝わり、避難所においては安全・安心な生活が送れるよう、県や市内の障害福祉サービス事業所等と連携を図り、市内の体制づくりを強化します。

■防犯対策、消費者トラブルの防止

- 警察と障がい者団体、福祉施設、行政等が連携し、防犯被害の防止と早期発見ができるよう、ネットワークづくりを整えるとともに、相談窓口の周知に努めます。
- 消費者トラブルの未然防止を図るため、消費者トラブル情報の提供、障がいのある方の消費生活相談の充実にも努めます。

(8) 差別解消及び権利擁護の推進

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と

個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法が制定され、平成28年4月に施行されました。

正当な理由なく、障がいを理由とした差別をなくすことが必要です。また、障がい者虐待の防止、障がい者の権利擁護に対する意識啓発も必要です。

■差別解消の推進

- 国の基本方針に基づいて検討される、障がいを理由とする差別の解消に向けた県の取り組みに即して、市としての関心や理解を深める啓発や差別に関する相談体制を整備します。

■権利擁護の推進

- 障がいのある方の虐待通報を受けた際、また、虐待の疑い事例を発見した際には、障害者虐待防止法に基づき、県と連携しながら、市のマニュアルに沿って早期解決を図ります。
- 障がい者虐待に関する研修に、市や障害福祉サービス事業者は積極的に参加し、虐待防止についての理解を深めます。
- 障がいのある方が、成年後見制度を適切に利用できるように支援します。

(9) 行政サービス等における配慮

障がいのある方もない方も共に地域で安心して暮らすためには、障がいを正しく理解し、お互いに分かりあえる環境づくりが必要です。

■あいサポート運動の推進

- 県と連携して、あいサポート運動を市民や企業等に広め、あいサポーターが増えるよう努めます。また、あいサポートバッジの着用を促進し、障がいのある方が声をかけやすい環境をつくります。
- 小さい頃から障がいを正しく理解するため、市内の小中学校で、あいサポート運動や福祉教育の実践に努めます。
- 援助や配慮が必要であることを知らせる「ヘルプマーク」の普及に取り組み、障がいのある方がサポートを受けやすい環境をつくります。

■交流と理解

- 市内で行われる福祉イベント等、障がいのある方とない方がともに交流し、ふれあうなかで、障がいへの理解を深める機会を増やします。
- 市内の障がい者団体との意見交換を活発に行い、障がいのある方のニーズ把握に努めます。
また、当事者団体の研修会等を支援します。
- 日常的に障がいのある方やその家族との交流を大切にし、個々のニーズに対応します。
- 市民の障がいへの理解が深まるよう、当事者団体の自主活動等へのボランティア参加を促進し、市民総合ボランティアセンターや境港市社会福祉協議会福祉ボランティアセンターと連携し、障がいのある方と市民の交流の機会の充実を図ります。

第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

1 平成32年度の目標値

障がいのある方が地域で安心して暮らす共生社会の実現を目指して、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備等について、国の指針や本市の現状を勘案して、平成32年度における目標値を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある方について、グループホーム等への地域生活移行を推進します。

目標値

平成32年度末までに、5人が地域生活に移行することを目指すとともに、施設入所者数としては1人の減少を見込んでいます。

項目	数値	考え方
基準とする入所者数 (A)	54人	平成28年度末の人数
目標年度入所者数 (B)	53人	平成32年度末時点の利用見込み人数
【目標値】 縮減見込み (A-B)	1人 (1.9%)	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行数	5人 (9.3%)	施設入所からグループホーム等へ移行する方の数

【国の指針】

①施設入所者の地域生活への移行

平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行。

②施設入所者の削減

平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある方が地域の一員として安心して暮らせるよう、精神病床に長期入院されている方の地域移行及び地域定着について、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

目標値

項目	数値
目標年度設置数 平成32年度末時点	1箇所 (圏域)

【国の指針】

平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。
(複数市町村による共同設置も可)

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある方の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について整備します。

目標値

項目	数値	考え方
基準とする拠点数	0箇所	平成29年度末の拠点数
目標年度拠点数	1箇所	平成32年度末時点の拠点数

【国の指針】

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を活用して、一般就労に移行することを推進します。

※福祉施設の範囲：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の事業所

目標値

平成32年度において、7人が一般就労に移行することを目指します。
また就労移行支援事業を利用する者の割合については、これまでの実績を勘案し、より一層の拡充を進めていきます。

項目	数値	考え方
基準とする 一般就労移行者数	3人	平成28年度における福祉施設から一般就労への移行者数
【目標値】 一般就労移行者数	7人	平成32年度における福祉施設から一般就労への移行者数
基準とする 就労移行支援利用者数	1人	平成28年度末時点の就労移行支援利用者数
【目標値】 就労移行支援利用者数	4人	平成32年度末時点の就労移行支援利用者数
【目標値】 支援開始1年後の職場定着率	80%	平成31年度末時点、平成32年度末時点において80%以上

【国の指針】

①福祉施設から一般就労への移行

平成28年度実績の1.5倍以上とする。

②就労移行支援事業の利用者数

平成28年度末の利用者から2割以上増加する。

③就労移行支援事業所ごとの就労移行率

就労移行支援事業のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

④就労定着支援事業の職場定着率

就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

目標値

①児童発達支援センターの設置

項目	数値	備考
現状値	1箇所	
【目標値】 平成32年度末時点	1箇所	現在の提供体制 の維持・拡充

【国の指針】

各市町村に少なくとも1箇所以上の設置を基本とする。
(圏域での設置可)

②保育所等訪問支援の充実

項目	数値	備考
現状値	1箇所	
【目標値】 平成32年度末時点	1箇所	現在の提供体制 の維持・拡充

【国の指針】

平成32年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

項目	数値	備考
現状値	0箇所	
【目標値】 平成32年度末時点	1箇所	圏域での設置

【国の指針】

各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
(圏域での確保可)

④主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所

項 目	数 値	備 考
現状値	0箇所	
【目標値】 平成32年度末時点	1箇所	圏域での設置

【国の指針】

各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
(圏域での確保可)

⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

項 目	数 値	備 考
現状値	0箇所	
【目標値】 平成30年度末時点	1箇所	圏域での設置

【国の指針】

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
(都道府県が関与した上での、圏域での設置可)

2 施策の方向性

障がいのある方の高齢化、重度化を見据え、親亡き後も地域で安心して暮らせるよう、また障がいのある児童に個々の状況に応じた支援が提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。

- (1) 障がいのある方の地域における生活の継続のために、ヘルパー等の在宅サービスの利用、日中活動の場の確保に努めるとともに、住まいの場として市内へのグループホームの設置促進を図ります。
- (2) 障がい福祉サービス事業所における福祉的就労の充実や、障がいのある方が自立し、地域で安定した生活が送れるよう一般就労への移行の促進に努めます。
- (3) 障がいのある方や児童が必要に応じた適切な支援が受けることができるよう、相談支援体制の整備・充実を図るとともに、関係機関との連携に努めます。
- (4) 障がいのある児童の健やかな育成が支援できるよう、障害児通所支援等の充実を図るとともに、関係機関と連携し、ライフステージに沿った切れ目のない支援の提供に努めます。

3 障害福祉サービスの見込量

第4期計画の実績を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの各年度における障害福祉サービス等の見込量等を定めます。

なお、精神障がいのある人については、精神障害者保健福祉手帳を所持している人だけでなく、自立支援医療（精神通院医療）も含めたサービス量を見込んでいます。

(1) 訪問系サービス

(上段) 時間：月間のサービス提供時間

【見込量】

(下段) 人：月間の利用人数

サービス名	第4期の給付実績		第5期の見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	731	698.5	730	740	750
	72	69	73	74	75
重度訪問 介護	0	28	28	40	40
	0	1	1	2	2
同行援護	23.5	49.5	60	60	70
	3	3	4	4	5
行動援護	142.5	209	210	210	210
	7	7	7	8	8
重度障害者 等包括支援	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
計	897	985	1,028	1,050	1,070
	82	80	85	88	90

平成28年度までの実績と平成29年度の状況及び今後の施設から在宅生活への地域移行、利用者や介護者の高齢化等を勘案し、見込量を推計しました。

(2) 日中活動系サービス

(上段)人日分：「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」

【見込量】

(下段) 人：月間の利用人数

サービス名	第4期の給付実績		第5期の見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	1,930	1,978	2,037	2,076	2,115
	99	102	105	107	108
自立訓練 (機能訓練)	0	0	12	12	12
	0	0	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	166	103	135	144	153
	14	8	15	16	17
就労移行支援	21	23	57	76	95
	1	1	3	4	5
就労継続支援 (A型)	436	489	500	480	460
	21	25	25	24	23
就労継続支援 (B型)	2,496	2,446	2,430	2,412	2,394
	144	135	135	134	133
就労定着支援 [新規] (人)			1	2	2
療養介護 (人)	12	12	12	12	12
短期入所 (福祉型)	92	133	154	161	168
	17	19	22	23	24
短期入所 (医療型)	26	32	32	40	40
	4	2	2	3	3

平成28年度までの実績と平成29年度の状況及び市内に開設予定の生活介護事業所の新規利用、福祉施設から一般就労への移行等を勘案し、見込量を推計しました。

(3) 居住系サービス

【見込量】

人：月間の利用人数

サービス名	第4期の給付実績		第5期の見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助〔新規〕			1	1	2
共同生活援助	43	40	41	42	44
施設入所支援	52	54	54	54	53

平成28年度までの実績と平成29年度の状況及び今後の施設から在宅生活への地域移行を勘案し、見込量を推計しました。

(4) 相談支援

【見込量】

人：月間の利用人数

サービス名	第4期の給付実績		第5期の見込み量		
	平成27年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	56	63	67	69	71
地域移行支援	0	0	1	2	2
地域定着支援	0	0	1	1	1

平成28年度までの実績と平成29年度の状況及び今後の施設から在宅生活への地域移行を勘案し、見込量を推計しました。

障害福祉サービスの内容

【介護給付】

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人等に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 ※平成30年度より医療機関への入院時も利用可能
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人等につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するなど、必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援 (障害者支援施設 での夜間ケア等)	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【訓練等給付】

サービス名	サービス内容
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会活動ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会活動ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 (雇成型)
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 (非雇成型)
就労定着支援 [新規]	就労移行支援等の利用を経て一般企業等へ就労した人に、就労に伴い生じている生活面の課題に対応できるよう、一定期間、企業等との連絡調整等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助 [新規]	施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、地域生活を支援します。

【地域相談支援給付】

サービス名	サービス内容
地域移行支援	施設に入所する人等に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	居宅において、単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急時に相談支援を行います。

【計画相談支援給付】

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況や置かれている環境等を勘察し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後にその支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成及び見直しを行います。

4 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人の地域での生活を支えるために、市が実施主体となり、ニーズに応じた利便性の高いサービスを提供するものです。

①相談支援事業

市の窓口以外にも、指定相談支援事業者への委託による相談支援機能強化事業を実施し、専門的かつ多様なニーズに機動的に対応します。

【見込量】

単位：事業所

事業名	第4期実績			第5期見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援	5	5	5	5		

平成19年度から西部圏域で共同委託を行ってきました。平成31年度以降は、市単独で委託契約を行う方向で検討します。

②地域自立支援協議会

サービス事業者や当事者団体等で構成される「鳥取県西部障害者自立支援協議会」を鳥取県西部圏域9市町村で共同設置しています。

この圏域において、地域間でサービスに不均衡が生じないように配慮するとともに、地域の課題を解決するための方法の検討や情報の共有化を図ります。

【見込量】

単位：か所

項目	第4期実績			第5期見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
設置数	1	1	1	1	1	1

市独自の課題については、「境港市障害福祉計画策定（推進）委員会」や「境港市障がい福祉サービス事業所連絡会」等で検討していきます。

③成年後見制度利用支援

福祉サービス利用にあたって、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がいまたは精神障がいのある人で、親族等が成年後見の申し立てができない場合に、市長が申し立てを行います。権利擁護の観点から、委託相談支援事業者等と連携を図りながら実施していきます。

【見込量】

単位：人

項目	第4期実績		第5期見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	0	0	2	2	2

今後、成年後見制度を利用する方が増えていくことが見込まれ、利用者も各年度において見込まれます。

④意思疎通支援事業

コミュニケーション手段に大きな制約がある聴覚障がいのある人及び音声・言語機能障がいのある人の地域生活を支えるため、聴覚障がいのある人等の抱える日常生活の中の様々な問題、困難に対応できるよう、コミュニケーション保障のもとで相談できる体制整備を図ります。事業の実施については鳥取県西部圏域9市町村の共同委託により行います。

委託先：公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会

日本赤十字社鳥取県支部

【見込量】

単位：人

項目	第4期実績		第5期見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	4	2	5	5	5

聴覚障がいのある方の状況把握や事業の周知を行い、手話通訳や要約筆記の利用に繋がります。

⑤日常生活用具給付事業

サービスを必要としている人が円滑に利用できるように各種情報提供や相談の充実を図ります。

【見込量】

単位：件

種 別	第 4 期実績		第5期見込量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練	1	5	5	5	5
自立生活	3	5	5	5	5
在宅療養等	3	9	9	9	9
情報・意思疎通	3	8	9	9	9
排泄管理	786	868	870	870	870
住宅改修	2	1	2	2	2

日常生活用具の給付実績は年度によってばらつきがありますが、主に平成 28 年度の給付実績をもとに見込量を推計しました。

⑥移動支援

マンツーマンによる個別支援型を実施します。また、道路運送法による福祉有償運送の実施のため、鳥取県西部福祉有償運送運営協議会に参画し、必要な情報を地域に提供していきます。

【見込量】

単位：時間/月

項 目	第 4 期実績		第5期見込量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	235	209	205	210	215

平成 28 年度実績及び平成 29 年度実績見込（201 時間/月）より、見込量を推計しました。

⑦地域活動支援センター

現状は本市以外の近隣市でのサービス利用となっています。

現行のサービス利用が円滑に行われるよう情報の提供と利用の相談を行うほか、今後、ニーズの把握に努めながら、市内での事業実施の可能性を模索します。

【見込量】

単位：回/月

項目	第4期実績		第5期見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	115	95	85	90	100

平成28年度実績及び平成29年度実績見込（75回/月）、また地域移行者の新規利用を想定し、見込量を推計しました。

⑧日中一時支援事業

障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がいのある人の日中における活動の場を提供します。実施事業所の情報提供を行い、障がいのある人とその家族が安心して過ごせる環境整備に努めます。

【見込量】

単位：回/月

項目	第4期実績		第5期見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス量	340	331	360	365	370
	児158 者182	児135 者196	児160 者200	児160 者205	児160 者210

平成27～28年度実績及び平成29年度実績見込の352回/月（児144回/月、者208回/月）より見込量を推計しました。

⑨自動車改造事業

サービスを必要としている人が円滑に利用できるように各種情報提供や相談の充実を図ります。

【見込量】

単位：件

項目	第4期実績		第5期見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用件数	2	0	2	2	2

近年の実績は0～2件の範囲で推移していることより、見込量を推計しました。

地域生活支援事業の内容

事業名	事業内容
相談支援事業	障がいのある人やその家族等の相談に応じ、地域生活支援のための必要な情報の提供、福祉サービスのコーディネート、生活相談などを行います。
地域自立支援協議会	障がいのある人の、地域における自立した生活を支援するため、情報を共有し、地域の課題についての検討を協働で行う、地域の関係者（福祉、雇用、教育、医療、行政等）によるネットワークです。
成年後見制度利用支援	親族がない等により本人による成年後見制度の申立てが困難な障がいがある人に、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、音声言語機能、視覚等の障がいのある人に対して、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の仲介等の支援を行います。
日常生活用具給付事業	障がいのある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の利便を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

地域活動支援センター事業	障がいのある人の日中活動（創作的活動又は生産活動の場）の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。
日中一時支援事業	家庭の事情により、家族の支援が受けられないときや一時的な休息を目的に、日中における活動の場を提供します。
自動車改造事業	就労等に伴い、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成することにより、障がいのある人の社会参加を促進します。

5 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量確保のための方策

障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量を確保するために、次のような取り組みを行います。

- 地域移行が進み、目標値が達成できるよう、グループホーム等の居住環境整備に努めます。
また、重度の障がいのある方でも在宅サービスが可能となるよう、国のサービスだけでなく、県とともに在宅サービス事業の充実を図ります。
- 鳥取県西部障害者自立支援協議会や境港市障がい福祉サービス事業所連絡会、当事者家族会を通じて、障がいのある人の利用ニーズの把握に常時努めます。
- 障害福祉サービス事業所等に広く情報提供を行い、利用定員の拡大や新規参入など、障がいのある方が身近な場所で必要なサービスが受けられるよう、提供体制の整備を進めます。
- 市内在住の障がいのある方に対し、サービス等の制度の周知に努め、必要なサービスが行き届く環境をつくります。

6 障がいのある児童に係るサービスの見込量と見込量確保のための方策

(1) 障害児通所支援等

平成30年度から平成32年度までの各年度における障害児通所支援等の見込量等を定めます。

【見込量】 (上段) 人日分：「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」
(下段) 人 : 月間の利用人数

サービス名	第4期給付実績		第5期見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	200	172	183	189	196
	56	53	57	59	61
医療型児童発達支援	16	17	15	15	15
	4	3	3	3	3
放課後等デイサービス	155	402	784	813	842
	26	41	80	83	86
保育所等訪問支援	15	13	14	16	18
	6	8	7	8	9
居宅訪問型児童発達支援 [新規]			2	4	6
			1	2	3
障害児相談支援 (人)	14	36	43	46	49
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置(人) [新規]			0	1	1

平成28年度までの実績と平成29年度の状況及び障がい児福祉のニーズ調査の結果から見込量を推計しました。

障害児通所給付等の内容

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状況により治療も行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児への支援について、保育所等を訪問し相談に応じます。
居宅訪問型児童発達支援[新規]	重度の障がい児等の居宅を訪問して、発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後にその支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成及び見直しを行います。
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置[新規]	医療的ケア児に対する保健、医療、福祉、保育、教育等各分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進します。

見込量確保のための方策

障がいのある児童に係るサービスの見込量を確保するために、次のような取り組みを行います。

- 児童発達支援センターや相談支援事業所、福祉サービス事業所と連携を図り、ニーズの把握に努めます。
- 支援が必要な児童に対し、障がいの状況やニーズに応じたサービスが提供できるよう、体制の充実を図ります。

- 新たに始まる居宅訪問型児童発達支援については、事業者 서비스에サービスの提供開始を促し、サービスの確保に努めます。
- 医療的ケア児への支援を調整するコーディネーターの配置について取り組みます。

(2) 子ども子育て支援等の利用ニーズ

平成30年度から平成32年度までの各年度における障がいのある児童の子ども子育て支援等の利用ニーズを見込んだ定量的な目標を定めます。

【見込量】

サービス名	平成29年11月 現在の利用者数	定量的な目標（見込み）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
第1号認定	7人	8人	9人	11人
第2号認定	23人	24人	25人	26人
第3号認定	3人	4人	5人	6人
放課後児童健全育成事業	7人	10人	13人	17人

平成29年11月現在の利用者数と障がい児福祉のニーズ調査の結果を踏まえ、見込量を推計しました。

第1号認定：満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します。

第2号認定：保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。

第3号認定：保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。

放課後児童健全育成事業：放課後児童クラブ

見込量確保のための方策

障がいのある児童の子ども子育て支援等の見込量を確保するために、次のような取り組みを行います。

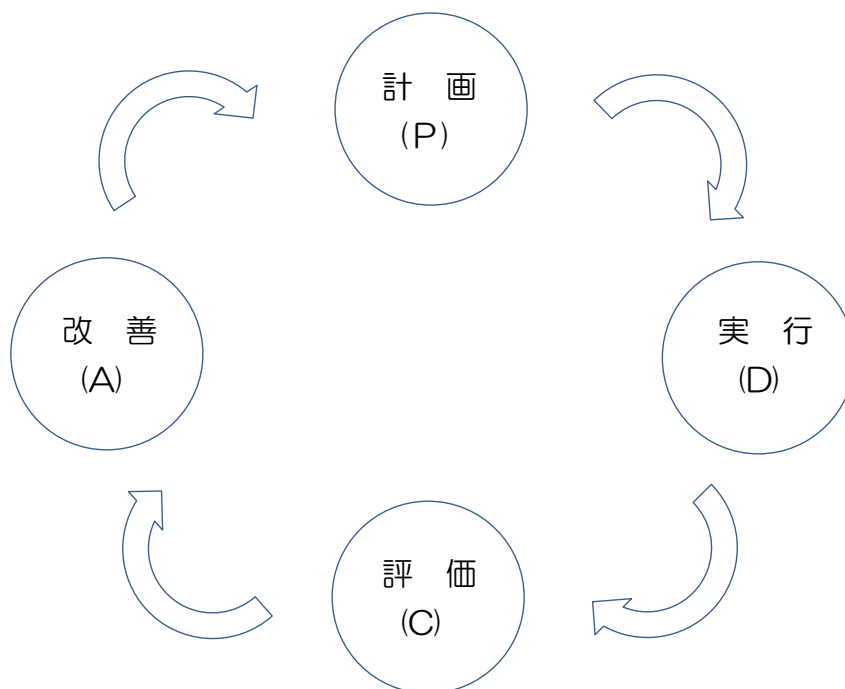
- 子ども子育て支援等の利用を希望する障がいのある児童の希望に沿った利用ができるよう、関係機関と連携し、受け入れ体制の整備を進めます。

487 PDCAサイクル

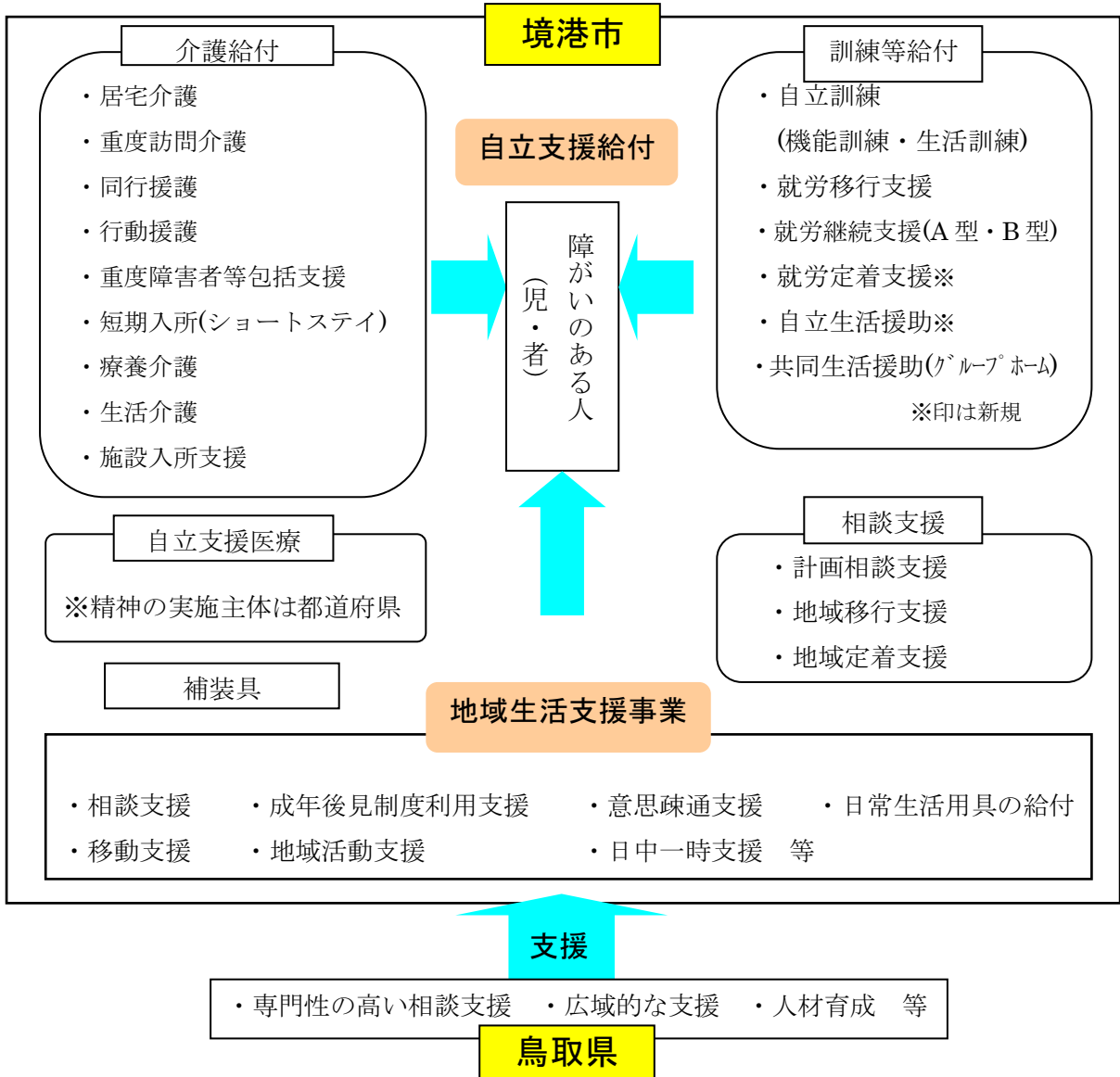
計画は、障がいのある方の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて改善を積み重ねていく必要があります。

そのため、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的に「境港市障害福祉計画策定（推進）委員会」で分析・評価のうえ、課題については、随時「境港市障がい福祉サービス事業所連絡会」等で共有し、解決に向け、対応していくこととします。

（PDCAサイクル）



◆障害者総合支援法に基づく支援の体系図



◆児童福祉法に基づく支援の体系図

